

第 1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成 29 年 2 月 24 日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成 13 年徳島県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「中島港、富岡港のがんぺきをまたがししているのどのようにしよりするのかわかる文書」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成 29 年 3 月 6 日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「請求にかかる公文書は作成しておらず、不存在であるため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成 29 年 3 年 1 6 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和 6 年 3 月 19 日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には、「しんせい書とずめんと現場とちがう」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には、「こうわんただだれが使用しているかわかる」と記載されている。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、審査請求人の主張要旨及び本件処分の理

由は次のとおりである。

1 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、自身で確認した事項と実際の現場との間に差異があるため、中島港及び富岡港の使用実態を把握する必要があると主張するものと解される。

2 本件処分理由

審査請求人の主張するように、中島港、富岡港の岸壁を又貸ししている事実はない。そのため、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得もしていない。

したがって、実施機関は本件請求に係る公文書を保有しておらず、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和6年3月19日	諮問
同 年 4 月 2 3 日 第1部会（第10回）	審議
同 年 5 月 2 8 日 第1部会（第11回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

審査請求人は、中島港及び富岡港の岸壁を又貸ししているので、どのように処理するのか分かる公文書が存在する旨主張していることから、当該公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関は、審査請求人の主張する中島港、富岡港の岸壁を又貸ししている事実はないため、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得していないとのことである。

徳島県港湾施設管理条例第12条では、占用の許可を受けた者及び使用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならないと規定しており、又貸しは禁止されている。

審査請求人は、又貸ししている中島港及び富岡港の岸壁をどのように処理するのか分かる文書の存在を主張しているが、又貸しの具体的な根拠はなく、実施機関も又

貸しをしていないことは確認していることから、請求に係る文書の存在をうかがわせる事実は確認できなかったため、当審査会としては、審査請求に係る公文書の存在を認めることはできない。

以上により、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、不存在であるとの実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	